

大気の規制及び届出の概要（粉じん編）

工場・事業場（以下「工場等」という。）における事業活動に伴って発生する粉じんについては、「大気汚染防止法」（以下「法」という。）及び「県民の生活環境の保全等に関する条例」（以下「県条例」という。）による規制があります。

この手引きは、工場等に関する粉じんの規制及び届出の概要について作成したものです。

1. 規制対象地域

名古屋市全域

2. 規制物質及び規制対象施設（法第2条第8項、県条例第2条）

規制対象物質等	規制種類	根拠法令	規制対象施設
一般粉じん	構造並びに使用及び管理に関する規制	法	一般粉じん発生施設 (堆積場、ベルトコンベア等)
粉じん		県条例	粉じん発生施設 (堆積場、破砕機等)

※特定粉じん排出等作業については、「特定粉じん排出等作業編」をご覧ください。

※特定建設作業については、「騒音・振動関係の届出及び規制の手引き 建設作業編」をご覧ください。

◎土石の堆積場（資材置場）における注意事項◎

資材置場における粉じん等の苦情が多く発生しており、事業者の皆様には、散水を徹底するなど、十分に配慮していただきますようお願いいたします。

なお、土石の堆積場について、堆積場の面積が500 m²以上の資材置場等を1か月以上使用する場合は、一般粉じん発生施設（法）又は粉じん発生施設（県条例）の届出対象となります。

3. 一般粉じん発生施設及び粉じん発生施設

(法第2条第9項、法施行令第3条、県条例第2条第1項第6号、県条例施行規則第5条)

項番号	一般粉じん発生施設（法） 粉じん発生施設（県条例）		対象規模	
	法	県条例	法	県条例
1	1	コークス炉	原料の処理能力 50t/日以上	同左 20t/日以上
2	—	鉱物（コークスを含み、石綿を除く。以下同じ。）又は土石の堆積場	面積 1,000㎡以上	—
—	2	鉱物（コークスを含む。以下同じ。）、土石又はチップの堆積場	—	面積 500㎡以上
3	—	ベルトコンベア及びバケットコンベア（鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限り、密閉式のものを除く。）	ベルトの幅 75cm以上 又は バケットの内容積 0.03m³以上	—
—	3	ベルトコンベア及びバケットコンベア（鉱物、土石、セメント、チップ又は穀物の用に供するものに限り、密閉式のものを除く。）	—	ベルトの幅 50cm以上 又は バケットの内容積 0.01m³以上
4	—	破碎機及び摩砕機（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のものと及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力 75kW以上	—
—	4	破碎機、粉碎機、摩砕機及び研磨機（湿式のものと及び密閉式のものを除く。）	—	原動機の定格出力 破碎機、摩砕機 15kW以上 粉碎機、研磨機 3.75kW以上
5	—	ふるい（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のものと及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力 15kW以上	—
—	5	ふるい（湿式のものと及び密閉式のものを除く）	—	原動機の定格出力 7.5kW以上
—	6	打綿機及び混打綿機	—	原動機の定格出力 5kW以上
—	7	チップパー及び碎木機	—	原動機の定格出力 15kW以上
—	8	吹付け塗装機	—	吹付け能力 30 L/時以上

注 1 項番号とは、法では法施行令別表第2の項番号、県条例では県条例施行規則別表第2の項番号をいう。

2 規制対象となる一般粉じん発生施設及び粉じん発生施設は、法では工場・事業場に設置されるものである。また、県条例では工場・事業場に設置されるもので、法第2条第9項に規定する一般粉じん発生施設、同条第10項に規定する特定粉じん発生施設及び鉱山保安法第2条第2項本文に規定する鉱山に設置される粉じん発生施設を除く。

4. 一般粉じん発生施設（粉じん発生施設）の構造並びに使用及び管理に関する基準
（法第18条の3、法施行規則第16条、県条例第16条、県条例施行規則第20条）

項番号		施設名		構造並びに使用及び管理に関する基準	
法	県条例	法	県条例	法	県条例
1		コークス炉		1. 装炭作業は、無煙装炭装置を設置するか、装炭車にフード及び集じん機を設置するか、又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。 2. 窯出し作業は、ガイド車にフードを設置し、及び当該フードからの一般粉じん（粉じん）を処理する集じん機を設置するか、又はこれと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。ただし、ガイド車またはガイド車の走行する炉床の強度が小さいこと、ガイド車の軌条の幅が狭いこと等によりフードを設置することが著しく困難な場合は、防じんカバー等を設置して行うこと。 3. 消火作業は、消火塔にハードル、フィルター又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。	
2		鉱物（コークスを含み、石綿を除く。以下同じ）、土石の堆積場	鉱物（コークスを含む。以下同じ）、土石、チップの堆積場	一般粉じん（粉じん）が飛散するおそれのある鉱物又は土石（鉱物、土石又はチップ）を堆積する場合は、次の各号のいずれかに該当すること。 1. 一般粉じん（粉じん）が飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2. 散水設備によって散水が行われていること。 3. 防じんカバーでおおわれていること。 4. 薬液の散布又は表層の締固めが行われていること。 5. 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。	
3		鉱物、土石、セメント用ベルトコンベア、バケットコンベア	鉱物、土石、セメント、チップ、穀物用ベルトコンベア、バケットコンベア	一般粉じん（粉じん）が飛散するおそれのある鉱物、土石又はセメント（鉱物、土石、セメント、チップ又は穀物）を運搬する場合は、次の各号のいずれかに該当すること。 1. 一般粉じん（粉じん）が飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2. コンベアの積込部及び積降部にフード及び集じん機が設置され、並びに積込部及び積降部以外の一般粉じん（粉じん）が飛散するおそれのある部分に第3号又は第4号の措置が講じられていること。 3. 散水設備によって散水が行われていること。 4. 防じんカバーでおおわれていること。 5. 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。	
4		鉱物、岩石、セメント用碎機・摩碎機	破碎機、粉碎機、摩碎機、研磨機	次の各号のいずれかに該当すること。 1. 一般粉じん（粉じん）が飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2. フード及び集じん機が設置されていること。 3. 散水設備によって散水が行われていること。 4. 防じんカバーでおおわれていること。 5. 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。	
5		鉱物、岩石、セメント用ふるい	ふるい		
—	6	—	打綿機、混打綿機	—	次の各号のいずれかに該当すること。 1. 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2. フード及び集じん機が設置されていること。 3. 防じんカバーでおおわれていること。 4. 前3号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
—	7	—	チップパー、碎木機		
—	8	—	吹付け塗装機	—	次の各号のいずれかに該当すること。 1. 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2. 集じん機が設置されていること。 3. 前2号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

注 構造並びに使用及び管理に関する基準の（ ）内は、県条例の場合

5. 届出について

- (1) 法の一般粉じん発生施設又は県条例の粉じん発生施設を設置（使用）するとき、あるいは施設の構造、使用及び管理の方法、処理又は飛散防止の方法を変更するとき等

発生施設等	届出の種類	届出の期日
一般粉じん発生施設（法） 粉じん発生施設等（県条例）	設置届出	工事開始の前日まで
	使用届出	事由の生じた日から30日以内
	変更届出	工事開始の前日まで

- (2) (1)の届出者が、次の事由に該当するとき。

事 由	届出の種類	届出の期日
氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名に変更があったとき	氏名等変更届	30日以内
工場等の名称及び所在地に変更があったとき		30日以内
一般粉じん発生施設及び粉じん発生施設等の使用を廃止したとき	使用廃止届出	30日以内
一般粉じん発生施設及び粉じん発生施設等を借り受けたり譲り受けたとき。相続又は合併があったとき	承継届出	30日以内

環境保全・省エネルギー設備資金融資について

名古屋市では、中小企業の方々が、公害の防止その他の環境保全対策を実施するために必要な資金を長期かつ低金利で融資する「環境保全・省エネルギー設備資金融資」を実施しています。この融資を受けられた方には、支払った利子に対して、名古屋市が全額または半額の利子補助を行います。

詳しくは環境局大気環境対策課（☎ 9 7 2 - 2 6 7 4）までお問い合わせください。



届出・ご相談・お問い合わせ先

市外局番（052）

西区公害対策課 （担当区：東・北・西・中村・中）	西区花の木二丁目18-1 （西区役所5階）	☎ 5 2 3 - 4 6 1 3 FAX 5 2 3 - 4 6 3 4
港区公害対策課 （担当区：熱田・中川・港）	港区港栄二丁目2-1 （港保健センター3階）	☎ 6 5 1 - 6 4 9 3 FAX 6 5 1 - 5 1 4 4
南区公害対策課 （担当区：瑞穂・南・緑・天白）	南区前浜通3-10 （南区役所2階）	☎ 8 2 3 - 9 4 2 2 FAX 8 2 3 - 9 4 2 5
名東区公害対策課 （担当区：千種・昭和・守山・名東）	名東区上社二丁目50 （名東区役所1階）	☎ 7 7 8 - 3 1 0 8 FAX 7 7 8 - 3 1 1 0

名古屋市環境局地域環境対策部大気環境対策課 ☎ 972-2674（直通） FAX 972-4155

届出書等は名古屋市公式ウェブサイト（<https://www.city.nagoya.jp/>）からダウンロードできます。

（事業向け情報→ごみ・環境保全→申請書・届出書ダウンロード→環境保全に関する法律・条例等の届出書・申請書（総目次）→大気関係）

環境保全 目次

サイト内検索



届出書等のダウンロードはこちら